

第6章 まちづくりの推進方策

1 まちづくりの推進方策

本章では、都市計画マスタープランによるまちづくりの推進のための方策を整理します。

(1) 都市計画の決定・変更

- ・本マスタープランに即したまちづくりを進めていくためには、新たな都市計画決定や現在の都市計画を見直していくことが必要となります。
- ・社会情勢や計画の熟度等を判断しつつ、地域住民と協議を進めながら、必要に応じて都市計画の決定・変更を行います。

(2) 市民等との協働によるまちづくり

- ・多様なニーズに対応したまちづくりを展開するためには、市民・事業者・関係団体等が主体となって、自発的に地域の課題を解決していくことが必要です。
- ・市民・事業者・関係団体等との連携・協働によるまちづくりを推進するため、情報提供や話し合いの場の設定や都市計画提案制度の利用に対する支援等を行います。

(3) 都市計画マスタープランの見直し

- ・都市計画マスタープランは、まちづくりの基本理念や方針の実現に向けた各種施策の方向性を示すとともに、都市計画に関わる土地利用や都市基盤整備などを進める際の根拠となるものです。
- ・社会情勢の大きな変化が認められた場合や将来の法制度が大きく改正された場合、上位計画に位置づけた「総合計画」「都市計画区域マスタープラン」との整合が必要になった場合等に計画内容を見直します。
- ・さらに、概ね5年ごとに進行状況を管理・評価するため、都市計画基礎調査や各種アンケート調査を実施します。